

町有地屋外広告物 公募貸付要領

令和 7 年 6 月

宇美町役場 管財課 契約資産係

目次

町有地公募貸付スケジュール	1
Ⅰ 公募参加資格について	2
Ⅱ 貸付物件について	2
1 選定方法	
2 貸付物件	
3 貸付期間	
4 貸付料	
5 貸付条件	
Ⅲ 公募参加の方法	6
1 事前審査の方法	
2 審査結果	
3 見積書の提出方法	
Ⅳ 見積書の無効	8
Ⅴ 落札者の決定	9
Ⅵ 契約の締結等	9
1 契約の締結	
2 屋外広告物の掲出	
3 貸付料の納付	
参考法令	10
記載例	14
物件概要	21

町有地公募貸付スケジュール

提出期間

令和7年6月20日（金）午前8時30分から

令和7年7月22日（火）午後5時15分まで

場所：宇美町役場 管財課（南館）

※管財課まで郵送又は持参



契約者決定

令和7年7月25日（金）

契約者へは町からお知らせします。



契約

令和7年8月1日（金）までに契約を

締結していただきます。



掲出内容の 審査・承認

掲出する広告内容等の審査及び宇美町の印刷物等に
掲載する有料広告の取扱いに関する要綱並びに宇美町
屋外広告物許可申請手数料条例による手続きを行って
いただきます。



貸付期間

令和7年9月1日（月）から令和12年4月30日（火）まで

〔目的〕

宇美町では、財産の有効な利活用及び町の財源確保の一環として、町有地を屋外広告物の設置用地として公募により貸付けします。公募参加希望者はこの要領、並びに現場を熟知のうえ参加してください。なお、この要領に定めのない事項は全て地方自治法、地方自治法施行令、屋外広告物法、福岡県屋外広告物条例規則、その他関係法令の定めるところによって処理します。

I 公募参加資格について

次の事項に該当する法人等は参加できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 宇美町が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者

II 貸付物件について

1 選定方法

募集物件に対し、町が設定する最低貸付価格以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。

2 貸付物件（以下「物件」という。）

公募物件については物件番号1～13の以下のとおりです。

物件番号	所在
1	宇美町平和一丁目4758番36外11筆
2	宇美町平和一丁目4758番31
3	宇美町桜原一丁目4807番76内一部 外
4	宇美町桜原二丁目3060番55
5	宇美町桜原二丁目3060番60外2筆
6	宇美町大字宇美字河原4391番5
7	宇美町大字宇美字表田4342番2
8	宇美町大字宇美字表田4342番7
9	宇美町大字宇美字表田4338番1外1筆
10	宇美町大字宇美字世利口4316番1外1筆
11	宇美町大字宇美字上角4249番1
12	宇美町大字宇美字上角4248番1内一部
13	宇美町原田五丁目112番4

- (1) 物件の詳細は、物件概要（P21 参照）のとおりです。
- (2) 現地説明は行いませんので、各自で必ず下見を行ってください。ただし、現地に駐車場はございませんので、ご注意ください。
- (3) 物件は、現状有姿（ありのままのかたち）での貸付けとなります。したがって、工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装等）がある場合でも、それらを含むものとし、越境物や占有物などがある場合も現状有姿のままでお貸しすることになります。
- (4) 全て屋外の物件となっております。
- (5) 貸付地の貸付範囲は、屋外広告物の占用部分とします。なお、屋外広告物の占用部分以外の余剰地は、落札者との契約締結後、駐車場等他の用途に利用をする場合があります。

3 貸付期間

令和7年9月1日から令和12年4月30日までです。貸付けに係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間も貸付期間に含みます。なお、貸付開始日を遅らせることはできません。

4 貸付料

宇美町行政財産使用料条例から積算した貸付金額が、1物件あたりの最低貸付価格になります。

（例）10㎡表示する屋外広告物を設置する場合は年額48,000円以上が必要です。

※別途、手数料が掛かります。

5 貸付条件

(1) 使用用途

屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物の設置用途とします。

(2) 屋外広告物について

ア 物件の掲出可能範囲内であれば、原則どの位置に何基設置しても構いません。ただし、屋外広告物の規格等によっては、掲出可能範囲内であっても、規格及び設置位置の改善を求めることがあります。

イ 屋外広告物は不燃材料等で覆ってください。

ウ 広告板面等へ電気照明等を設置する場合は事前に町の承認を受けてください。

エ 広告主、広告の内容等については「福岡県屋外広告物条例」を遵守してください。

オ 広告を掲出するにあたっては、良好な景観の形成に資するよう最大限努

めてください。

カ 設置しようとする屋外広告物が周辺の既存屋外広告物の支障にならないようにしてください。

キ 設置しようとする屋外広告物が法令等に違反しないか確認をしてください。

ク 建築基準法に基づく工作物申請が必要な4mを超える屋外広告物の設置については、許可をすることができません。

ケ 周辺に既存の屋外広告物がある物件については、既存屋外広告物を覆う等の支障がないようにしてください。

(3) 屋外広告物の掲出手続きについて

広告掲出に当たっては、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可を宇美町役場環境課で受けてください。なお、申請にかかる費用は借受人の負担とします。

さらに、掲載内容等については、「宇美町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱」第3条を参考にして、確認を行い、内容によっては、改善を求めることがあります。

(4) 使用上の注意

ア 借受人は、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。ただし、屋外広告物の掲出にあたりやむを得ない理由がある場合は、町の承認を受ける必要があります。

イ 借受人は、物件上に建築物及び屋外広告物以外の工作物を建設する等物件の原状を変更することはできません。ただし、やむを得ない理由により原状の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合は、事前に原状変更しようとする理由及び当該原状変更等の計画を書面により申請し、町の承認を受ける必要があります。

(5) 借受人の義務

ア 貸付期間中は借受人が物件の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

イ 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を維持保全、火災予防等に努めてください。

ウ 借受人は、町が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ 借受人は、物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与

えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、町が借受人に代わって賠償の責めを果たした場合には、借受人にその費用を求償します。

カ 屋外広告物がき損又は破損した場合は、速やかに修繕してください。

キ 広告内容に関する問合せ及び苦情が寄せられた場合は、速やかに対応してください。

(6) 実施調査

町は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、借受人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問・実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めます。

この場合、借受人はこれに応じなければなりません。

ア 定められた納期限までに貸付料の納付がないとき。

イ 借受人が(1)又は(4)記載の事項に違反、あるいは(5)記載の義務を果たさない場合。

ウ その他、町が必要と認めるとき。

(7) 貸付料の納入

ア 貸付料は、貸付期間の一括払いとします。

イ 貸付初年度の貸付料の算定は、年額を365で除したものに使用日数をかけたものを貸付料とします。

ウ 借受人の責めに帰する理由により本契約を解除する場合において、既に納入されている貸付料の還付は行いません。

(8) 契約の解除及び解約

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、町又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

ア 借受人が(1)又は(4)記載の事項に違反、あるいは(5)記載の義務を果たさない場合。

イ 誓約書で誓約した内容と相違する事実が判明した場合。

借受人は貸付期間にかかわらず、この契約を解約する旨を、物件返還希望日の3か月前までに、所定の返還届を町に通知することにより、この契約を解約することができます。

※契約期間中に、中途解約を行った場合、当該事業者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、町が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

(9) 貸付期間終了時の条件等

ア 借受人は貸付期間が満了したとき、又は(9)により契約を解除又は解約された場合は、直ちに自己の負担で物件を原状に回復して町に返還しなければ

ばなりません。

イ この場合、借受人は町に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

Ⅲ 公募参加の方法

1 書類提出の方法

(1) 受付期間及び受付場所

見積書の提出は持参又は郵送で次の期間及び場所で受付けます。郵送で提出される場合は、必ず簡易書留郵便でお送りください。

【受付期間】 令和7年6月20日(金)から令和7年7月22日(火)まで

※午前8時30分から午後5時15分までの間、受付けます。

【受付場所】 〒811-2192 宇美町宇美五丁目 1 番 1 号

宇美町役場 管財課 契約資産係

(2) 提出書類

提出書類は、必ず町所定の様式を使用してください。様式は、町ホームページからもダウンロード可能です。町ホームページは検索サイトから宇美町屋外広告貸付けで検索できます（町所定の様式以外のものは無効となります）。※証明書は発行日から3か月以内のものに限る。

【必要書類備考】

ア 公募貸付参加申込書兼誓約書 【記載例P17】

イ 法人の現在事項全部証明書（法務局で申請）

ウ 使用印鑑届 【記載例P18】

エ 委任状【記載例P19】及び委任者の印鑑登録証明書

※代理人によって参加される方のみ必要です。参加者以外の方が参加者に代わって見積書を持参する場合は、代理を立てる必要はなく、委任状も不要です。

オ 見積書 【記載例P20】

※見積書提出時は、本人以外による持参でも不備等がなく要件を満たしていれば受付けします。（公募参加者以外の方が公募参加者の依頼により、公募参加者に代わって見積書を持参する場合は、代理をたてる必要がなく、委任状も必要ありません。）

（留意事項）

- ・複数物件に参加される場合は参加される物件ごとに見積書が必要になります。
- ・最低貸付価格は年額4,800円/㎡ですが、屋外広告物の表示面積1㎡あた

り、年額4,800円を下回る金額の見積書は無効となります。なお、落札者の決定は「1㎡あたりの単価」ではなく、総額が最高の方が落札者となります

- ・実際に設置する屋外広告物の表示面積は、見積書記載面積より下回ることは可能ですが、上回ることはできません。

※見積書の作成方法

封筒に入れ封かん及び割印し、表面に物件番号を記入し、裏面に公募参加者の所在地及び名称を記入していただきます。封筒は、市販のもの（長形3号120×235mm）に次の記載例のとおり記入してください。

封筒へは見積書のみを入れてください。押印は使用印鑑届の印を押印してください。（代理人による場合は代理人の印です。）いったん提出された見積書は、理由の如何にかかわらず、取り消すことや記載内容を変更することはできません。

〔記載例〕

（表）

町有地屋外広告物公募 見積書在中 物件番号 ○○

（裏）

印	印	印
会社名称		

(4) 提出方法

ア 持参する場合

提出書類を管財課（南館）まで持参してください。

イ 郵送する場合

郵送用封筒（様式に指定なし）に見積書提出用封筒を入れ封かんし、次のとおり記載し提出してください。（郵送で提出される場合は、必ず簡易書留郵便を使用してください。）

811-2192	糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号
町有地屋外広告物公募 見積書在中	宇美町役場 管財課 契約資産係 行



町有地屋外広告物公募 見積書在中 物件番号 ○○

【受付期間】 令和7年6月20日(金)から令和7年7月22日(火)まで

※午前8時30分から午後5時15分までの間、受付けます。

【受付場所】

〒811-2192 糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号 宇美町役場 管財課(南館)

IV 見積書の無効

次の各号に該当する者の提出した見積りは無効となります。

- 1 公募参加者の資格を有しない者の提出した見積り
- 2 所定の日時までに所定の場所に到達しない見積り
- 3 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- 4 記名及び押印のない見積り
- 5 見積書の記載事項が確認できない見積り
- 6 公募貸付参加申込書兼誓約書の内容に虚偽が判明した場合の見積り
- 7 見積りに際して談合等による不正があった見積り
- 8 その他町長があらかじめ指示した事項に違反した見積り

V 契約者の決定

令和7年7月25日(金)に管財課で、物件ごとに開札を行います。予定価格以上の見積書記載金額のうち、最高額の方を契約者とします(「1㎡あたりの金額」ではなく、総額で判断します。)。ただし、契約の意思を示さなかった場合は、次に高い価格で申し込まれた方を契約者とします。なお、同価格の見積り者が2名以上いる場合はくじ引きで決定します。決定次第、町から該当の方にお知らせします。また、結果は町ホームページで公表します。申込みの無かった物件は原則、先着順による随意契約とします。

VI 契約の締結等

1 契約の締結

貸付契約の締結は、令和7年8月1日(月)までに行っていただきます。なお、契約は原則として宇美町役場において行います。詳しくは、契約者に直接御連絡いたします。

貸付契約書は2通作成し、お互いに1通ずつ保有します。なお、契約者以外の名義で契約することはできません。貸付契約書に貼付する収入印紙は、借受人の負担となります。

2 屋外広告物の掲出

貸付開始日より3ヶ月は物件全体(屋外広告物の占用部分以外の部分も)を優先

的に使用していただけます。それ以降は町で余剰地を他の用途に使用する場合があります。

広告掲出に当たっては、宇美町屋外広告物許可申請手数料条例に基づく屋外広告物許可を受け、許可証の写しを管財課へ提出してください。なお、申請にかかる費用は借受人の負担とします。

さらに、掲載内容等については、宇美町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱」第3条を参考にし、確認を行い、内容によっては、改善を求めることがあります。また、屋外広告物の表示面積は、見積書記載面積より下回ることは可能ですが、上回ることはできません。

3 貸付料の納付

貸付料は、契約締結後、町が発行する納入通知書により、貸付開始日までに納付していただきます。貸付料が納期限までに納付されない場合には、契約を解除します。

参考法令

屋外広告物法（抄）	1 1
福岡県屋外広告物条例施行規則（抄）	1 2
宇美町行政財産使用料条例（抄）	1 3
宇美町屋外広告物許可申請手数料条例（抄）	1 4
宇美町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱（抄）	1 5

屋外広告物法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

福岡県屋外広告物条例施行規則（抄）

（屋外広告物等の規格）

第五条 条例第九条に規定する広告物又は掲出物件の規格は、別表のとおりとする。

別表(第5条関係) 広告物又は掲出物件の規格（抜粋）

広告物の種類		広告物又は掲出物件の規格
広告板	鉄道又は道路からの展望を目的とする野立広告板	高さは10メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告板相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告板	高さは5メートル以下、対向面積は50平方メートル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とすること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規格のみを適用する。

宇美町行政財産使用料条例（抄）

（使用料の額）

第3条 使用料の額は、宇美町道路占用料条例（平成25年宇美町条例第11号）別表の規定を準用する。ただし、同表により難いものについては、別表に定めるところにより算出した額とする。

※宇美町道路占用料条例（別表）抜粋

道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	480
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,800
	標識		1本につき1年	1,100
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける	1本につき1日	48

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

宇美町屋外広告物許可申請手数料条例（抄）

（手数料の額等）

第2条 営利を目的とする屋外広告物及びこれを掲出する物件で、福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)第5条及び第10条第3項並びに第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

別表(第2条)

区分	種別	単位	手数料	摘要
はり紙		1枚	5円	
はり札		1枚	10円	
広告幕		1枚	400円	
立看板		1個	200円	
アドバルーン		1個	1,000円	
電柱を利用する広告物		1個	200円	
広告板、 広告塔、 その他の 広告物	1m ² 未満	1個	200円	照明を伴うものについては、左記各号に定める額に、10割を加算するものとする。
	1m ² 以上2m ² 未満	1個	400円	
	2m ² 以上5m ² 未満	1個	800円	
	5m ² 以上10m ² 未満	1個	1,600円	
	10m ² 以上20m ² 未満	1個	3,200円	
	20m ² 以上30m ² 未満	1個	5,000円	
	30m ² 以上50m ² 以下	1個	8,000円	
	50m ² を超えるもの	1個	8,000円に50m ² を超える面積(1m ² 未満の端数を生じる場合は、1m ² に切り上げた面積)について1m ² につき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。	

宇美町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱（抄）

（広告の範囲）

第3条 広告は、公共性及び品位を損なうことのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (3) 求人広告を主たる内容とするもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、著しく広告媒体との調和を損なうと認められるもの

記載例

公募貸付参加申込書兼誓約書	1 7
使用印鑑届	1 8
委任状	1 9
見積書	2 0

公 募 貸 付 参 加 申 込 書 兼 誓 約 書

私は、町有地屋外広告物設置用地の公募において、参加資格、条件、内容等を確認のうえ参加を申し込むとともに、下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関し貴町が行う一切の措置について異議、苦情の申し立てを行いません。

記

- 1 契約を締結する能力を有しており、破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

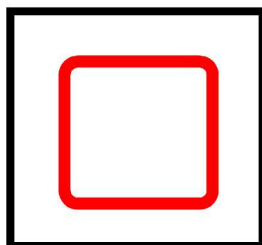
令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇 1 番地
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 財産 太郎 印
電 話 番 号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

使 用 印 鑑 届

使 用 印



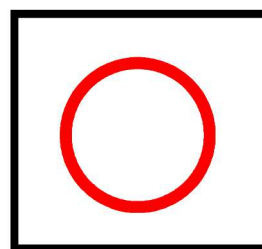
上記の印鑑は、町有地公募貸付の見積りに参加し、
契約の締結並びに代金の請求または受領のために使
用いたしますのでお届けします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇1番地

商号または名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 財 産 太 郎



実 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委 任 状

私は、都合により **宇美 一男** を代理人と定め、町有地屋外広告物設置用地の公募に関する一切の権限を委任します。

宇美町長 安川 茂伸 殿

	所在地	〇〇市〇〇町〇〇 1 番地	
(委任者)	商号又は名称	〇〇株式会社	
	代表者役職・氏名	代表取締役 財 産 太 郎	印
	住所又は所在地	□□市□□町□□ 2 番地 2	
(受任者)	氏名又は名称		
	及び代表者氏名	宇 美 一 男	印

※複数の物件で見積書を提出する際は、
物件毎の見積書をご用意ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

見積書

宇美町長 安川 茂伸 殿

(参加者) 住所又は所在地 〇〇市〇〇町〇〇 1 番地
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者役職・氏名 代表取締役 財産太郎 印

(代理人) 住所又は所在地 □□市□□町□□ 2 番地 2
氏名又は名称
及び代表者氏名 営業所長 宇美一男 印

下記のとおり見積りします。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	0	0	0	0	0
1 m ² あたりの単価				¥	1	0	0	0	0

ただし、次の物件の年間貸付価格

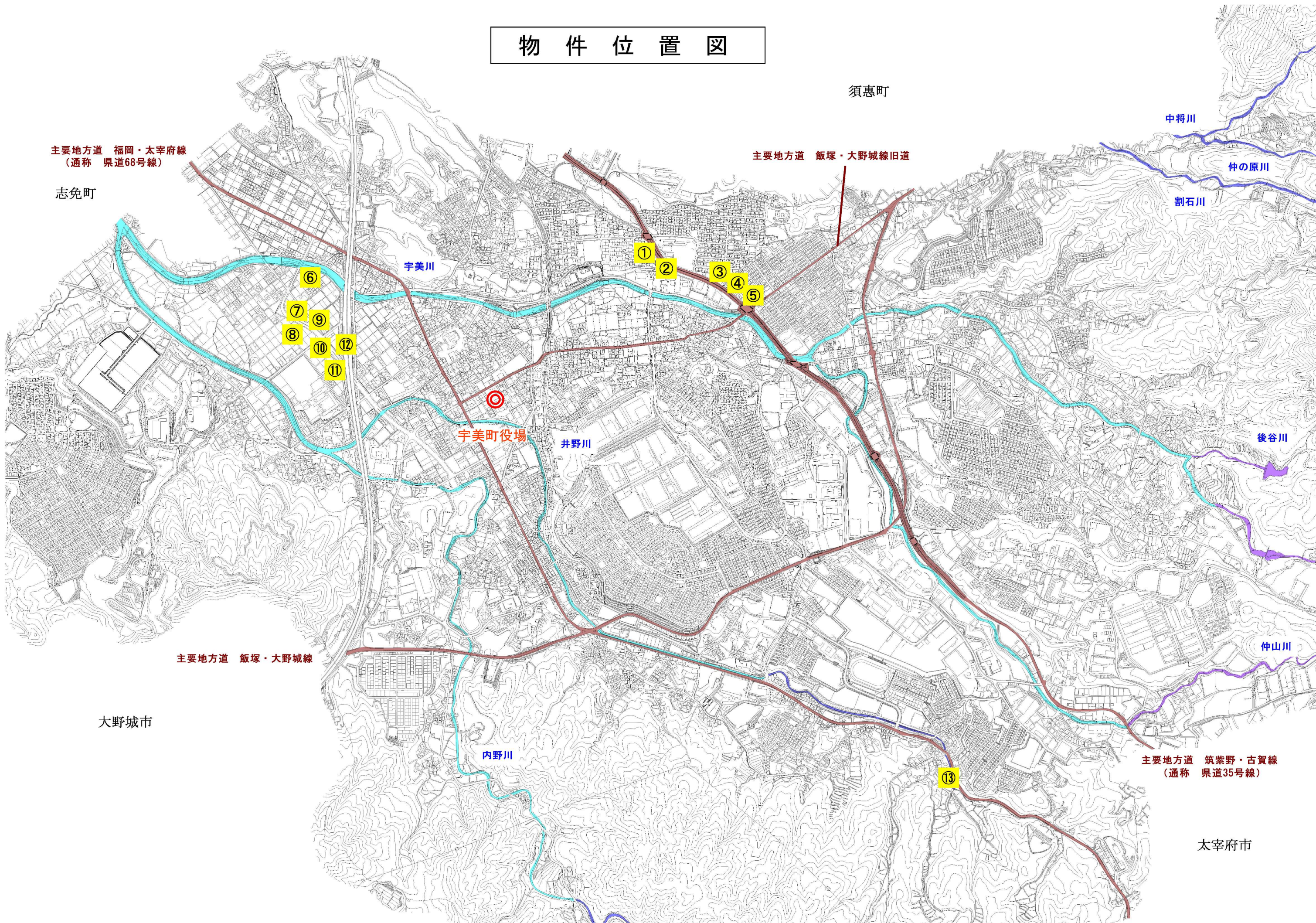
物件番号	物件の表示	表示面積
→ 1	宇美町平和一丁目 4 7 5 8 番 3 6 外 1 1 筆	10m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い頭に「金」又は「¥」を記入してください。
2 代理人名義で見積書を提出される場合は、参加者の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印のみを押印してください。
3 一度提出した見積書の変更又は取消しはできません。
4 表示面積 1 m²あたり、4,800 円未満の金額の見積書は無効となります。

物件概要

物件位置図	2 2
物件番号 1	2 3
物件番号 2	2 4
物件番号 3 ～ 5	2 5
物件番号 6	2 6
物件番号 7 ～ 9	2 7
物件番号 1 0 ～ 1 2	2 8
物件番号 1 3	2 9

物件位置図

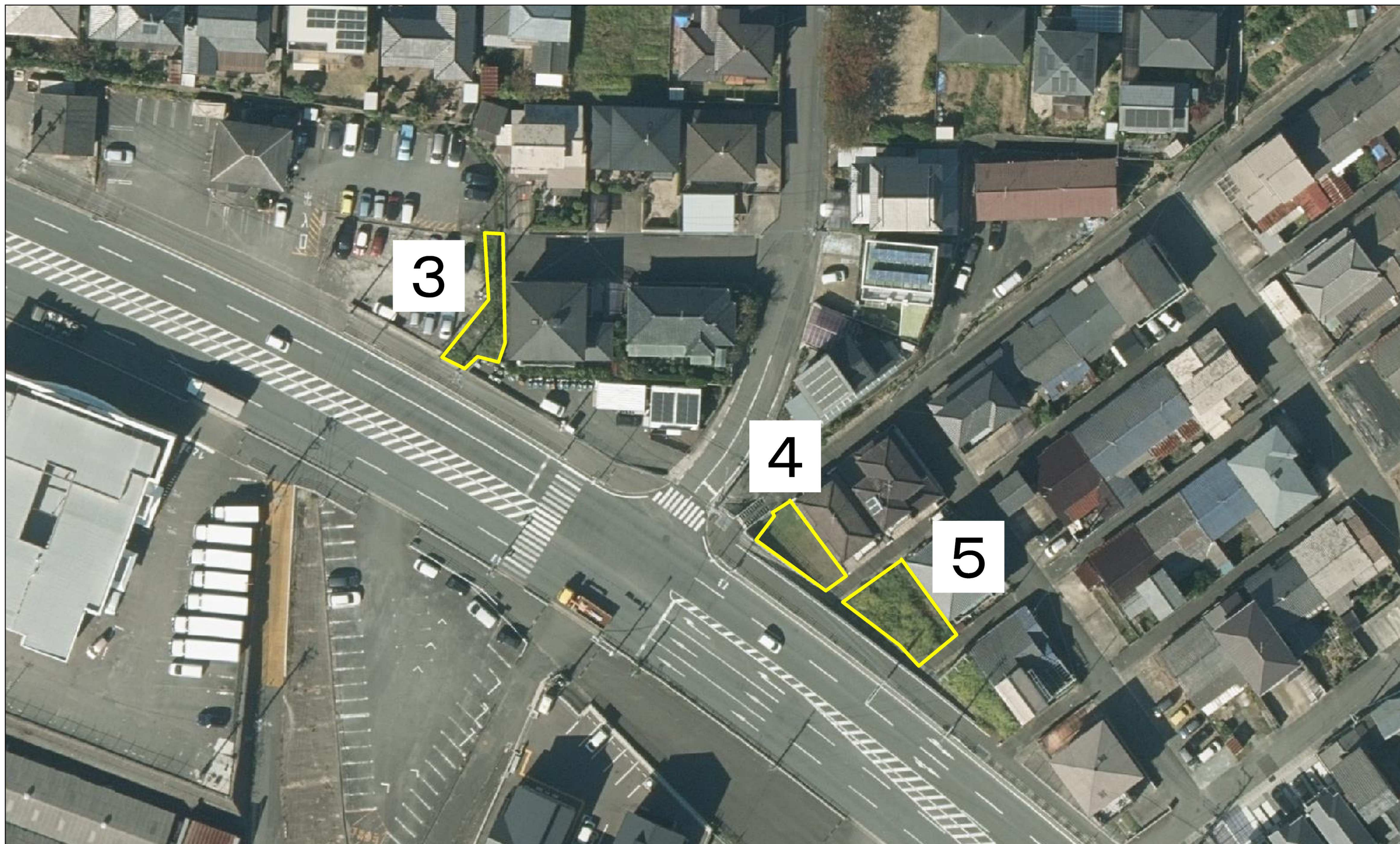




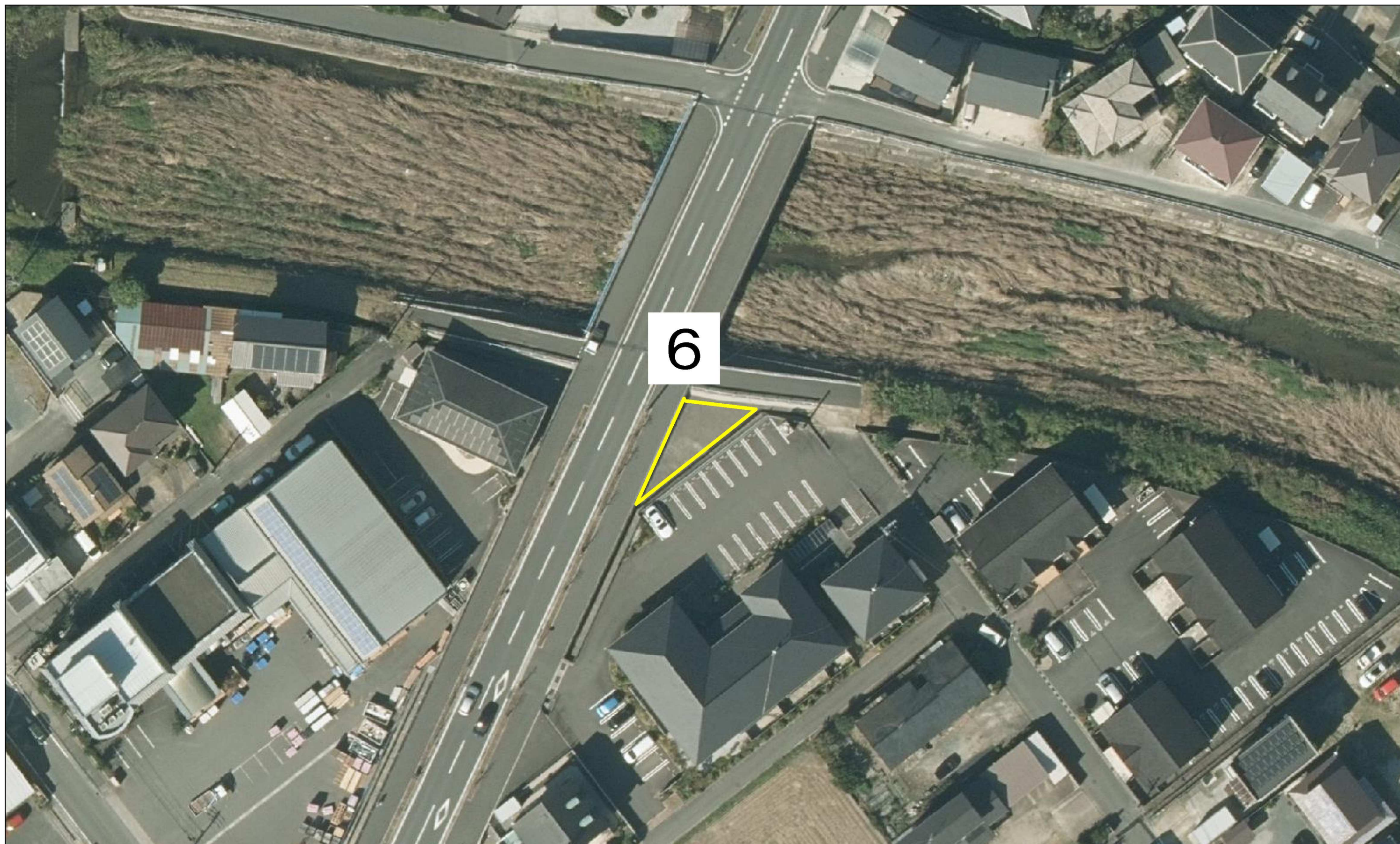
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



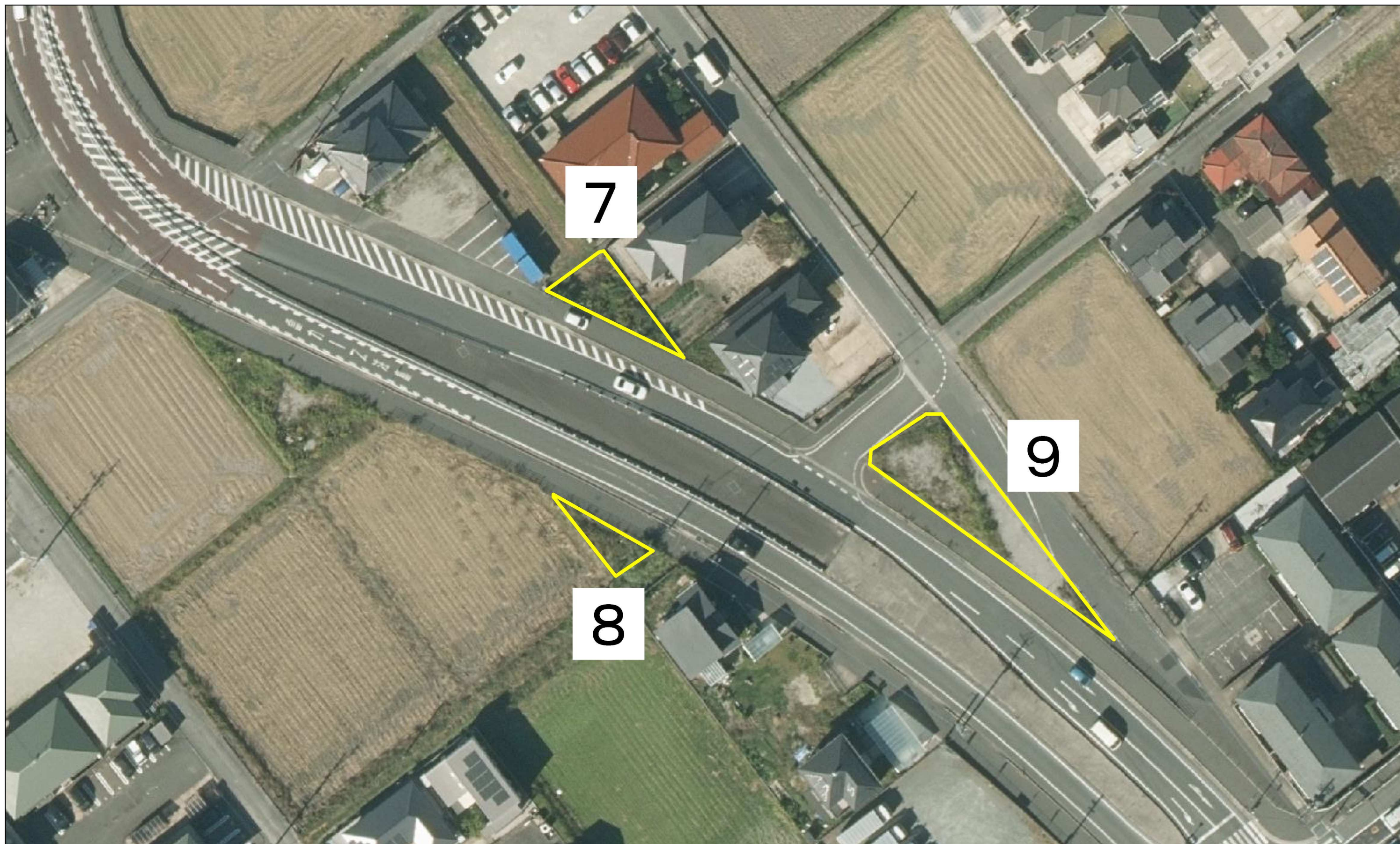
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



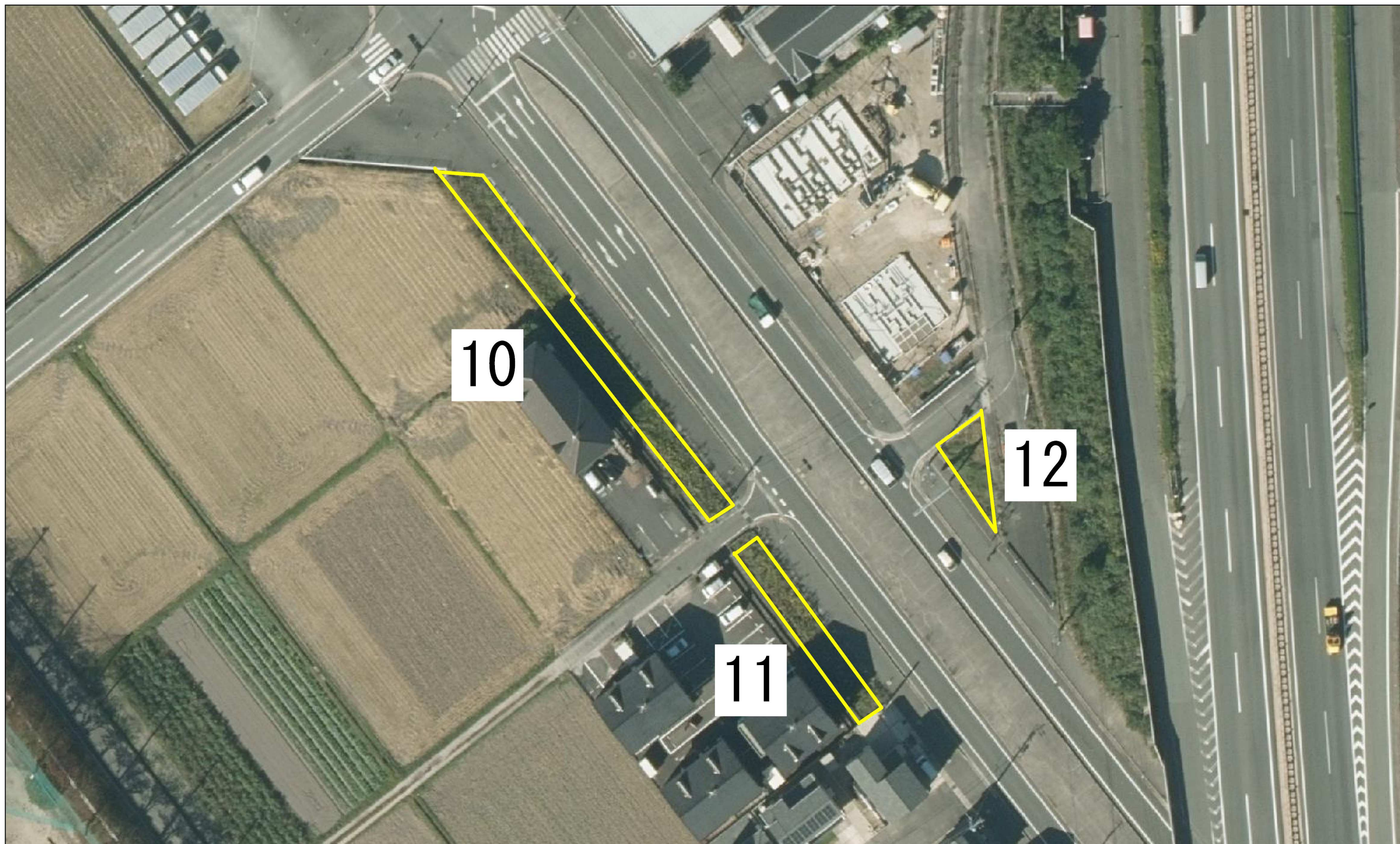
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません